

Title	明治初期の社会主義
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1931
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.25, No.4 (1931. 4) ,p.461(1)- 518(58)
JaLC DOI	10.14991/001.19310401-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19310401-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19310401-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

最新刊

# 日本民法總論

慶大教授 小池隆一先生著

菊列總布 上製四六〇頁  
定價 金 四圓

小池新進學究として前途を囑望されし著者は慶大より派遣せられて佛獨に其專攻を研磨する兩三年、歸朝後其溫習を傾注して本書を爲す。敘説に當りては冗長を避け、簡明平易を旨とし、諸説を引照判別して之を斷し、重要判例並に各國立法例をも引用して凡る人士の講學に便した。流麗にして透徹せる行文は一讀よく其意に通曉せしむ。新時代の希求する近來出色の文獻として大方諸彦の必讀を薦む。

續刊

日本物權法論

日本債權法論

日本親族相續法論

全訂改補  
法學通論

小池先生著

菊列上製 定價金參圓  
四〇〇頁 送料二角

其立脚地を社會原理に置き、其背景を經濟思想に求め、而も之を貫くに明快なる歴史的思考を以てした本書は、新時代の希求する法學通論として萬道懐なきの好著、内容内部に亘る改訂補版發行

三田學會雜誌 第二十五卷 第四號

明治初期の社會主義

加田 哲 二

筆者は嘗て「明治初年に於ける社會主義の認識」雜誌「理想」昭和六年一月號所載といふ一篇を草した。これは日本の開國當時から、明治十年頃までの間に社會主義について如何なる認識がなされたかを問題としたもの。本篇はその續篇をなすもので、主として、明治十年以後十五六年にいたるまでの時代における社會主義觀を論じたものである。

明治初年における社會主義は、これと對立の思想である自由主義の抱懷者によ

第二十五卷 (四六一) 明治初期の社會主義

第四號

清水書店

東京神田  
今川小路

電話九七  
七五七  
七八六

つて、簡単に紹介されたものである。(拙稿「明治初年の社會主義の認識」)十年以後においても、この傾向は確かに存することは、以下の記述によつて明かであるが、尙ほ明治初年當時の如き絶對的排撃に出づるもののみではない。而してそれは既に政治的運動とも多少の關係を結び、且つ自由の要求のためにする社會黨運動の害毒を記述するに至つた。十年代の前半においては、社會主義は尙ほ外國における現象であつた。而して、この外國的現象である社會主義の恐るべきこと、それが自由壓制の結果たることを告げて、わが國の爲政者の注意を促し、自由伸張の根據とした點において、一の特徴を有するに至つたのである。而して、第二の、しかも最も大なる特徴は、十五年において、例へ、短小なる期間の間にもせよ、それが一の實踐的運動として現はれたことである。かくの如き意味において、明治十年代の社會主義の認識及び運動は、日本社會思想及び運動史上、決して、等閑に附することの出來ない地位にあるといはねばならぬ。

## 二

明治十年代の社會主義は、當時の政論喧噪の間に見ることが出来る。史家は明

治十年西南の役後の形勢を述べて、次のやうに云つてゐる。「去る明治七年前四參議の民撰議院設置の建議あるや、民撰議院云々を論ずるもの亦世間日々に多きを加へたりと雖も、民間に在て其之を論ずるものは主として、維新以來東京にあるもの、若くは舊幕臣に過ぎずして、地方土着の士に至つては、尙脾肉を顧みて慨嘆し、父祖傳來の戎器を貯藏し、時變の至るを俟つものの如きは、當時一般の状態なりしが、鹿兒島の亂平ぐに及て、彼慷慨悲憤の徒、或は官途に就き、或は實業に従ひ、其他兵馬腕力に頼り、以て政權を奪はんと欲せしものは、皆政論に従事するに至る、是を以て政論の喧噪は殆ど全國に蔓延せり。且此數年の間に於て、政論漸次高尙の點に達し、所謂自由民權の説と玉權及び政府權威の理と共に世人の講究する所と爲れり。」(指原安三編「明治政史」第十編「明治文」)而して、民權運動の權輿は板垣退助である。「板垣は去る明治八年十月より猶留て東京に在りしが、西郷先生叛するに及て、高知の子弟を鎮撫せんと欲して、俄に歸省す。時に高知に三大政社あり、曰く立志社、曰く靜儉社、曰く中立社是なり。立志社は則板垣の率ゐる所にして社員一千餘人あり、洋學所を開き、法學所を設け、日々夜々自由民權の説を講じ、或は佛國革命を童謡に

作て市街に歌謳せしめ、或は魯國社會黨の非運を小説に作つて傳唱せしめ、以て自由民権の説を平民に知らしめんと勉めたり。(前掲書三〇一頁)

かくの如き自由民権論の旺盛が、直接社會主義に關係があつたのではない。たゞ自由民権運動に對する抑壓が、他國における革新運動の抑壓に對して同情せしめたのである。「魯國社會黨の非運を小説に作つて傳唱せしめたのは、これによつて運動の志氣を鼓舞するともに、自由の抑壓に對する同情の念を起さしめんとしたのであつた。かくの如き感情は當時の識者の均しく懐いたところであつたらう。東洋社會黨の建設者樽井藤吉は、ロシア・ニヒリスト運動のテロリズムについて次のやうにいつてゐる。

「魯帝遭害ノ報始メテ達スルヤ、我國人ハ我 明治天皇ト共ニ悲哀慟哭爲ス可キニ、豈圖ランヤ、虛無黨ノ壯烈ヲ賞歎シ、喜色面ニ溢ルル者比々然リ。……而シテ其哀レムベキニ却テ之ヲ喜ブハ是予ガ疑團ナリキ。其後然ル所以ノモノハ何ニ因テ然ルヤ、反覆考按スルニ、彼ノ遭害ノ報ヲ聞キ喜色面ニ見ルル者ハ、未ダ一言ノ毀譽ヲ受ザル魯帝ヲ敵トシ、未ダ一面ノ識ヲ得ザル魯人ヲ味方トスルニ非

ズ、共ニ厭フ所ノ壓制ヲ敵トシ共ニ得ント欲スル自由ヲ味方トスル其ノ精神ハ遙ニ先陣ノ勝利ヲ聞キ、知ラス識ラス喜ヲ滿面ニ呈シタルニ非ルナキヲ得ンヤ。」(樽井、東洋の虛無黨明治文化全、集社會篇四一五—四一六頁。)

この文章は、當時の民権論者の心情を知るに足るものであつて、彼等の社會黨または虛無黨に對する同情が、主義主張の同一性から來たものでなく、被壓制者としての状態の同一性から來たことを示すのである。而して、この社會黨または虛無黨の運動は勿論十年代の前半には日本に存在したのではない。たゞ彼等の聞いたところは外國からの通信によるその運動であつたのである。

### 三

しからば、當時如何なる運動が、歐洲の社會運動界に起つてゐたか。明治十年は西曆一八七七年に當つてゐる。吾々はこの年を中心として、西洋社會運動について、その大體の出來事を記して見やう。

先づドイツについて見る。ドイツにおける社會主義的運動の民衆的始源は大體において、一八六二年におけるフェルチナンド・ラッサルの「ドイツ一般勞働者同

盟であるを見て差支ない。このラッサル派に對して、マルクス派がある。それはウイヘルヘルム・リウプクネヒトの一派である。この兩派は一八七五年ゴータにおいて合同した。「ドイツ社會主義労働黨がこれである。この黨の立場は、マルクスとラッサルとの立場の混合であつて、統一的思想體系を作ることとは出来なかつたのであるが、實際運動上の効果は見るべきものがあつたのである。即ちこの合同を中心として、ドイツの社會主義の政治的活動は、躍進的な發達を遂げてゐる。即ち一八七一年の帝國議會議員選舉の投票總數は、三八九二、一六〇に對して、社會主義者の得票は一二四、六六五で、選出議員二名、一八七四年においては、總投票數五、一九〇、二五四に對して、三五一、九五二選出議員九名、一八七七年においては、總投票數五、四〇一、〇二一に對して、四九三、二八八選出議員十二名の如き有様を呈してゐる。この社會主義的運動の勃興に神經を惱ましたのは、鐵血宰相ビスマルクであつた。ビスマルクは、既に一八七一年社會運動取締のために、列國の政府が共同の態度にいづべきことを提議してゐるのであるが、イギリス政府の不同意に依つて、この協定は成立することが出来なかつた。そこで、ドイツ政府は言論の取締を以て、

社會主義運動に對抗する策を立て、一八七四年「帝國出版法」を制定した。續いて、社會黨鎮壓法案は議會の否決するところとなつたが、一八七八年に起つたヘエデル並びにノビリングの皇帝狙撃事件は、社會黨の陰謀なりと宣傳せられ、ビスマルクはこの機會を捕へて、社會黨鎮壓法を制定し、社會主義運動を一舉に撲滅すべき彈壓を加へたのである。洵に、ドイツ社會主義運動の受難の時代であつた。社會黨はその本部を國外に移し、その機關誌をさへ、チュウリッヒで刊行するの止むなきに至つた。(拙著「ドイツ經濟思想史」二四三—二四六頁)

當時の日本に與へられた海外社會運動の記事はロシアのそれをもつて最大多數とする。故に當時におけるロシアの社會運動の状態を一瞥するの必要がある。「前世紀七十年代の露西亞史を繙く者は、其時代を風靡したる革命的知識階級の一の特殊なる社會運動を看過しないであらう。多感にして熱情的なる露西亞の青年は富裕なる家庭、貴族的なる父祖の家を棄て、自らの快樂を否定し、堪え難き迫害と苦慘とを甘受しつゝ、或は牧師として或は教師として、或は又一斤の労働者として、滔々相率ひて、民衆の中へ革命的自由思想の宣傳に赴いたのである。彼等は主

觀主義學派の創造者ラヴロフの學徒であり、眞理と正義の闘士ミハイロフスキイの遵奉者であり、又かの無政府主義革命家バクウニンの後繼者であつた。而も彼等は其の奉持する主義思想の如何に拘らず、民衆の解放といふ確固たる一の共同目的の下に團結し活働した。而して、又如何なる手段方法を以て其の目的を達成す可きかの問題に關しては、必ずしも一致する事がなかつたとしても、民衆の間に赴き之と接し、且つ融合するの絶對的に必要なるを確信して己まなかつたのである。「民衆の中へ！」の標語は彼等によつて高く叫ばれた。併し自由と正義とを求むる熱情の奔進する所に、再び苛烈なる專制主義の暴力的迫害と斷罪とが壓倒する。闘争は闘争に次ぎテロリズムと流血の慘とが之に伴なふた。斯くて爾後殆ど十箇年に亘れる闘争の悲劇は、薄幸なる皇帝歴山二世の暗殺によつて其の幕を閉ぢるのである。(伊藤秀一著「露西亞社會運」(叢史)一五二—一五三頁)

而して、明治十一年に當る一八七八年よりの二三年はロシアにおけるテロリズムの最も旺盛に行はれた時代である。「露國の革命的運動は今や正に歩を進めて、其極點に達したり。初は革命的文學により専ら、筆によりて、鼓吹せられたりし革

命主義の益擴張して、遊説となり、更に武裝的陰謀となり、終には一轉して、血腥き恐怖主義の横行する世の中とはなりぬ。……蓋し勢力の此處に至れる、多く露土戦争の不結果なりしに起因す。國民の一般を支配する失望と當局者に對する彼等の不平とが、會々虚無黨をして、大に乗ぜしむる所以となりたればなり。運動は社會的と云はんよりも寧ろ全く政治的となれり。既に一八七六年の頃よりして謀殺は間諜に對する復讐手段として往々にして用ひられ、此年九月六日、先きの革命黨員たりし間諜ゴリノイチはオデッサにて、ライバドイチの爲に重傷を負はされ、同月タウレエフはオデッサにて翌年フィンゲノフ及びシヤラシキンは首都にて、皆復讐の爲めに殺害せられたりき。一八七八年一月二十四日即ち百九十三人事件の宣告ありし翌日ウイエラ・ザ・スリッチなる一少女、首都にて知事トレーボフ將軍の腹部を射撃し、之をして重傷を負はしめぬ。……ザ・スリッチの此砲聲は、實に恐怖主義に向つての一大相圖にてありき。(輝山專太郎著「近世無政府主義」明治三十五年刊、一七一—一九頁)

この時代において、如何に多くの革命騷擾被告事件が、ロシアに起つたかは、トウ

ンが「人民の意志曆」によつて調査した左の統計表によつて明かである。

ロシア革命家國事犯被告事件

年 代	事件數	被告數	刑 の 宣 告							
			死刑	懲役	流刑	禁獄	拘留	其の他の 刑罰及び 不定者	無罪	
一八七一	二	八八	—	四	—	—	—	—	—	—
一八七二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八七三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八七四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八七五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八七六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八七七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八七八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八七九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八八〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八八一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八八二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(Alphons Thun, Geschichte der revolutionären Bewegungen in Russland. 1883. S. 376.)

この外、一回の裁判をも經ずして、流刑に處せられた者の如きは、無數であり、またテロリズムの實行者にして、捕縛されないものもあることを考へて見れば、當時の運動が如何にロシア並に全世界に衝動を興へたかを想像することが出来るだろう。

四

明治十年から明治十四年頃までの日本の新聞には、上記した獨露の社會運動及び、皇帝大官狙撃事件を報道し、これを批判してゐる記事が可成ある。これらの社會黨または虛無黨運動の記事評論は、幸ひにして、横瀬夜雨氏編「明治初年の世相」なる一書に、「過激黨の消息と其反響」と題して、その多くが集録されてゐる。その記事は明治十年二月三日附のものから、明治十四年八月八日附のものまで約八十數件に、及んでゐる。收録新聞は、「文明新誌」「新聞雜誌」「大坂日報」「朝野新聞」「東京日々新聞」「曙新聞」「郵便報知新聞」「繪入自由新聞」である。故に、當時の輿論なるものは、大體に、あいて、代表されてゐると考へて差支ない。而して、集録された記事については、いへば、ドイツ皇帝狙撃事件、社會黨鎮壓法の制定、ロシアに關しては、その記述最も多く、皇帝大官の狙撃事件から、ロシア内政状態の問題にまで及んでゐる。勿論これら

の記述には、所謂社會黨または虛無黨の實際運動に對して、是認の態度を持つてゐない。たゞ彼等の行動の止むべからざる事情に同情し、併せて、我國のこれに對する政策の確立を要求したものはある。たゞ事件の内容について、その眞偽並に、所謂社會黨の本質等を研究せんとしたものは少ないので、この點については、新聞所載以外の研究によらねばならぬ。

明治十一年八月二十五日の「大坂日報」は、露獨における狙撃事件の報を得て、社會主義を批評した一文「財産共有權の辯」を載せてゐる。それに社會主義の本質を論じて次のやうにいつてゐる。

「現今歐洲諸國ニ出沒スル、ソシアリズム」即社會黨ノ言論タル要ハ財産共有ノ理ヲ主張シ、各人所有ノ權ヲ破壊スルニ在リト雖、立論頗ル宏遠ニ互リ財本ノ流通分配ニ就テ人々共有ノ權有ルヲ談ズルトキハ、經濟論者ノ對敵トナリ、人々天賦ノ權利固有ノ義務如何ヲ論ズルトキハ、修身學者ニ反對スル者トナリ、之ヲ政事上ニ及ボシテ異說ヲ主張スルニ當リテハ、政學上ノ異端者トナル。故ニ歐洲諸學士ノ經濟ニ修身ニ政體ニ公正不偏ノ士ハ努メテ、ソシヤリズムヲ排撃スルコ

トヲ怠ラズ、君ヲ無ミシ、父ヲ無ミスルニ至リテハ天下ヲシテ蕩然禽獸境裡ニ陥没セシムベキヲ以テ其害ヤ殆ンド洪水ヨリ慘且ツ刻ナルアラントス。彼等ガ共有ノ邪說ヲ主張スルヤ、無知ノ貧民或ハ此ニ眩惑シ、富有貴顯ノ人ヲ讎視シ、動モスレバ慘烈ナル活劇ヲ演ゼントス。前年米國鐵道一揆ノ如キ、本年日耳曼皇帝ヲ狙撃セルガ如キ、堅氷マサニ至ラントシテ先ツ霜ヲ履ム者ナリ。……

「天ノ斯民ヲ生スル日月天ニ在リテ、其色辨シ、起居來往スルニ地有リ、呼吸スルニ空氣アリ、火水アリ、日用必需ノ具共有ナラザルハ少シ、唯其公有ノ所有タル人力ノ及ブ丈ノ部分ニ區別ヲ立テ、各自ノ所有トス。タトヘバ、河水ハ水ノ汲ムニ任スト雖、水ノ乏シキ地方ニテ人アリ深ク地ヲ掘リ、良井ヲ得レバ、妄リニ人ノ汲ムヲ許サザルガ如キ者ニテ、勞力ヲ要スル者ハ價ヲ要スルガ故ニ、數ノ少キ者、得難キ者、勞力ヲ費ス大ナル者ハ尤高價ナル者ナリ。然ルニ天地間ノ萬物ハ萬人共有スベキ理ナリトテ、彼此所有ノ權ヲ平均ニシ、貧富ヲ混同シ、社會ヲシテ、平等無差別ナラシムルベシトセバ、誰カ其勞働ヲ以テ怠惰ニ換ヘザル者アランヤ。」

(横瀬夜雨編「明治初年の世相」四一四—四一五頁)



十二年八月十日以後の「朝野新聞」には「關邪論」と題して、社會主義並に共產主義の「害毒」並にその本質を論じてゐる。

「虎列刺」ノ害タル諸國之ヲ畏ルルコト猛獸毒蛇ニ過グ。而シテ一種ノ流行ニシテ虎列刺ト慘劇ヲ等クシ、已ニ佛郎西、獨逸ノ人民ヲ感染シテ、英、魯其他ノ諸國ニ波及シ、將ニ吾東洋ニ侵入セントスル有害物アリ。此毒物ノ感染スル所ノ人民ノ思想ヲ顛倒シ、社會ノ秩序ヲ紛亂シ、爲ニ國家國益ヲ妨害スルニ因リ、歐米諸國ノ學者政事家ハ熱心シテ之ヲ攢斥シ、之ヲ撲殺セントスルモ、輒ク凶焰ノ熾盛ナルニ抵抗スル能ハズ。歐米諸國ヲ擧ゲテ、悲惨ノ景況ヲ生出セシメントス。我國民ニ於テ未ダ爾ラザルニ綢繆シ、之ガ予防ニ着手セザレバ、災害底止スル所ヲ知テザラントス。有害物トハ何ゾヤ。社會黨ソシヤリスト、貧富平均黨コンミニスト是也。二黨ノ主義ハ略ボ大同小異ニシテ、一ハ幸福ノ均一平等ヲ稱道シ、一ハ財產共有ヲ主張ス。目的トスル所、貧人又ハ勞力者ニ便宜ヲ與フルヲ以テ、下等人民ノ意見ニ合シ、年々其黨與ノ増殖ヲ見、歐洲中央諸國ヨリ魯西亞、伊太利ニ至ルマデ之ガ害毒ヲ蒙ルニ至レリ。其小民ガ一揆ヲ起シ、動搖ヲ企ツル者アルガ毎ニ之レガ首唱タ

リ。之ニ附隨スル者ハ社會黨ニ非レバ、貧富平均黨ナリ。其國王ヲ狙撃シ、大臣ヲ暗殺スルノ凶客暴人アルガ毎ニ之ヲ煽動シ、之ヲ執行スル者ハ社會黨ニ非レバ、貧富平均黨ナリ。(前掲書、四三七頁)

當時社會主義及び共產主義の本質を論ずる者は、大約以上のやうな説をとつてゐたのであるが、これよりも稍詳細な分類を用ひ、歴史的に社會主義を説明したものは、小崎弘道である。彼の論文「近世社會黨ノ原因ヲ論ズ」は明治十四年四月の『六合雜誌』(第七號)に掲載されたものである。彼は「社會黨トハ社會説ヲ主張スル者ノ名稱ニシテ、其説タル第一ニ主義トスル所ハ社會各自ノ所有權ヲ廢止シ、之ヲ全社會ニ共有セシムルニ在リ」と定義した。(明治文化全集、社會篇四〇九頁)而して、當今の社會主義をその性質上區別すれば三つとなる。「其一ハ宗教家若シクハ哲學者、同信同説ノ者相集リ、共產同業、世塵ヲ隔離シ、共ニ其身ヲ清フシ、其幸福ヲ全フセント圖リタル者ナリ。即チ往古印度佛教ノ僧侶ガ產業ヲ共同ニシタルガ如キ、基督降生ノ比、猶太國「エスセニ」ス派ノ如キ、中古基督教諸法師ガ產業ヲ共同ニシテ寺院ニ居住シタルガ如キ、及び近世米國ノ「セークル」派、英國オーウェン氏ノ共產法ノ如キ是ナリ。

其二ハ現在ノ社會風俗類々貧富懸隔ナルヲ以テ、不満足ニ思ヒ、之ヲ改良セント欲スル意ヨリ起リ、學者仁人ガ己ノ想像ニ任セ、新社會法ヲ想像セシ説ナリ。即往古希臘ノ哲人プラト、アリストテレス、ソクラテス、ピタゴラス、ユートピヤノ如キ、及ビ近世佛國ノメブリー、モレー、セントサイモン、フョリエー、カベット、ルイブラン、ク諸氏ノ説ノ如キ是レナリ。今ノ社會説ハ大ニ之ニ異ナリ。或ハ社會ノ現状ヲ改良スルヲ以テ口實トスルコトアルモ、其實自己ノ不平不満ヨリ起リ、所謂ル爲レ我ニスルモノニシテ、地面資本等各自ノ所有權ヲ廢シ、貧富貴賤ノ差別ヲ減シ、各自幸福ヲ共有セント圖ルモノナリ。而シテ其黨類多ク下等力役社會ニ在ルヲ以テ、其性質ヲトスベキナリ。彼ノ萬國黨(社會黨ノ一派)ノ如キ諸國ノ力役者相ヒ聯合シテ、資本主ニ抵抗シ、十分ノ雇賃ヲ占有センガ爲メ結合シタルモノナリ。千八百四十年以來カール・マルクス氏ガ獨佛ノ間ヲ跋渉シ、社會説ヲ主張セシヨリ起リ、千八百六十四年英國倫敦府ニ於テ初メテ萬國黨ヲ結ベリ。此會ニ加ハルモノハ、獨佛、英、瑞、埃、西蘭等諸國ノ力役者ニシテ、相輔佐シテ其主義ヲ主張スルナリ。(同前、四一〇頁)

この外、社會主義を歴史的考察した佛人「ブラク」氏撰近世社會黨の沿革なる一篇

が「政理叢談」明治十五年發行に掲げられてゐる。(明治文化全集「社會篇」同前、四一六―四二二頁) 同「政理叢談」は佛國ナゲ「撰」日本田中耕造譯「社會黨」を掲げ、(明治十五年、同前、四二二―四二四頁)「佛國ラペリエル」著「日本日下東男譯」社會黨ノ主義」を明治十六年に掲げてゐる。(同前、四二七―四二八頁) 前者においては、その冒頭「未ダ其實ヲ覆セズシテ其名ニ恐ルル之ヲ法ト謂フ。其實ハ其名ト爽ヘル之ヲ繆ト謂フ。天下此ノ怯ト繆トノ病ニ罹ラザル者ハ尠シ。彼ノ浮躁輕薄ノ輩ガ社會黨論ヲ斥シテ、國家ヲ顛覆シ、財閥ヲ攪擾スル者ナリトスルガ如キハ、蓋シ怯ト繆トノ最モ甚シキ者ニシテ、學問ノ淺薄ナル未ダ必シモ之ガ病根タラズンバアラズ。此レ予ガ此論ヲ草シテ其本義ヲ天下ニ明ニシ、世ノ病痾者ヲ醫療セザルヲ得ザル所以ナリ。」(同前、四二七―四二八頁) といつて、社會主義を徒らに排撃するの愚なることを主張し、社會主義そのものに對しては、次の如くいつてゐる。「予ヲ以テ之ヲ觀レバ、所謂社會黨論ナル者ハ、即チ天下自然ノ傾向ナリ。夫レ人ノ性ハ常ニ化醇改進シテ止マズ。故ニ今ノ社會ハ稍々古ノ社會ヨリモ完全ナリト雖モ、後ノ社會ノ更ニ愈々完全ナルニ如カザルベシ。是ヲ以テ今ノ社會ニ生育スル者ノ務メテ世ノ偏私ノ見ヲ去リ、迷誤ノ根ヲ絶チ、不正不義ノ説ヲ撲滅スル

コトヲ事トセザル可ラズ。凡ソ此等ノ如キ社會一般ニ被ムレル所ノ問題ヲ研覈シテ、以テ之ヲ分解スルノ手段ヲ求索スル者ハ、此ヲ稱シテ社會黨ト云フベシ。然ラバ即チ社會黨論ナル者ハ、其範圍極メテ廣大ニシテ、畢竟社會ノ漸ク改良集成セシムルヲ熱望スル志士ノ議論意欲ノ集マレル者ニ外ナラザルナリ。(同前、四)かくの如くこの論者は大いに社會主義のために辯じ、自由進歩の政治の行はれるところでは、社會主義のために、嘗て流血の慘事の如きことなしと主張してゐる。(同前、三、四頁)

「社會黨の主義」は、所有權、家族、政府、宗門に對する社會主義者の態度を簡單に記したもので、その譯者は、その序言において、……而シテ社會黨ナル者ハ其初メテ希臘ニ出デ、其旨趣自由平等ヲ擴揚シテ今世建國ノ本源ヲ掃滌スルニ在リ。今世人忽チ其志ノ合セザルヲ見テ、之ヲ視ルコト蛇蝎ノ如ク、煙烟ノ如ク、或ハ以テ異端ノ説ト爲シ、或ハ以テ亡國ノ説ト爲ス。然レドモ、審ニ其本ヲ究ムレバ亦固ニ取ル可キ者アリ。因テ遂次抄譯シ、讀者ヲシテ其大體ヲ知ラシメント欲スト云爾。(同前、四)といつて同情的立場に立つてゐる。

かくの如く、社會主義そのものに對して、同情的な態度を持つ論文を翻譯するに至つたことは、一方において、明治十五年には、後段詳述すべき東洋社會黨が、短期間なりとはいへ、存在した事實を併せ考へれば、我が國において、既に社會主義的思想及び運動の歓迎せらるべき社會的理由があつたといはねばならぬ。(この點については後日の機會に詳論を期したい。)

## 五

社會黨、虛無黨の本質を理解すること以上の如くであるが、この社會黨、虛無黨の發生原因觀、對策觀については、種々の見解がある。

ロシア、虛無黨發生の原因について、朝野新聞の「痛哭論」(明治十二年六月十日)は、その三つを擧げてゐる。「魯國ガ此ノ加キ悲惨ニ沈ミシ原因ハ抑壓專制ヲ以テ其得策ト爲セシコトハ一ナリ。兵威腕力ヲ以テ其良圖ト爲セシコトハ二ナリ。國財ヲ消耗シテ會計ノ困難ヲ招キシコトハ三ナリ。」(明治初年の世) (同前、三三頁) かくの如く國家の政治上における失敗にその原因を求め、ものは多數である。同じ「朝野」は「魯國、虛無黨ノ暴狀」(十二年十月二十八日——二十九日)において、今ノ世ニ有テ軍制政

治ヲ立テ暴政ヲ行フ國ニ於テ反動ヲ顯スハ怪シムニ足ラズ。虛無黨ノ如キハ則暴政ノ反動ナリ。而シテ其黨ノ精神タルヤ政事ノ改良ヲ望ムニ非ズシテ即チ之ヲ破滅セントスルニ在リ」といつてゐる。(前掲書、四)

これを社會階級における缺陷に見たものは、「東京日日新聞」の「刺客ノ禍ハ何時ニ底止スベキ乎」(十一年十月十二日)と論ずる論文である。曰く「又眼ヲ轉ジテ魯國ノ社會ヲ見レバ貴族ニハ想望ヲ繫グノ材ナク、商賈ニハ功名ヲ羨ムノ風ナキヲ以テ、朝廷ト下民トノ間ニ立テ君民ヲ調和シ、國安ヲ維持スル中等紳士ニ乏シク上下ノ猜忌益々深ク政府ハ益々抑壓ヲ旨トシ、下民ハ益々狂暴ノ激動ヲ喜ブノ難狀ニ陥ラザルヲ保チ難カルベシ」と。(前掲書、四二〇)

これを經濟的原因と見るものは、同じ「日日新聞」である。「各國不平黨ナキヲ免レザル乎」(十一年十月二十六日)と題する一論は頗ぶる見るべきものがある。

「或ハ言ハン魯、日兩國立憲政體ノ名アリテ君民自治ノ實ナク、萬機皆君相ノ意ニ決シ更ニ輿論ニ則ル所ナキヲ以テ物議ノ不平ハ社會黨トナリ、虛無黨トナリ、或ハ顛覆ヲ企テ或ハ暗殺ヲ試ムルニ至ルモ苟モ輿論政治ヲ以テ國體トセバ、豈此

患アラランヤト。噫、コレ其ニヲ知テ其ニヲ知ラザルノ見解ノミ。夫ノ米國ニ於テモ現ニ職人黨アリテ、其氣焰ノ顛覆ヲ招グニ足ルノ萌アルハ敢テ社會黨虛無黨ニ劣ラザルヲ見ザルヤ。去年以來米國ノ職人等ガ各所ニ動搖シ。鐵道亂暴ヲ手始メトシテ大ニ人心ヲ恟々タラシメ、今日ニ至ルモ全ク鎮定ノ狀ナキヲ見ヨ。此動搖ハ傭役ト資本トノ關係ニ出デタル不平ニシテ、現時ソノ氣焰ノ熾ンナル合衆黨共和黨ノ外ニ新ニ職人黨ヲ數ヘシムルニ至ルガ故ニ議院ハ特ニ委員ヲ命ジ、職人黨ノ願意ヲ垂問セシメシニ其言フ所各黨皆其主趣ヲ異ニシ、或ハ傭役ノ時間ヲ六時間ニ短縮スベシトイヒ、或ハ保護稅又ハ禁止法ヲ一般ノ輸入ニ嚴施スベシトイヒ、或ハ紙幣ヲ限リナク發行スベシ、或ハ公債償還法ヲ止ムベシ、或ハ公有地ヲ人々ニ割渡シテ農タラシメ以テ職人ノ數ヲ減ズベシ、又或ハ機械所製造所及ビ鐵道ヲ政府ニ買收シ、殖利ヲ謀ラズシテ、職人ヲ使用スベシトイヒ、若シ願意ヲ採用セラレザル時ハ、之ヲ腕力ニ訴フベシ。議院ノ立法官ハ人民ノ君主ニアラズ。人民ノ臣僕ナリ。臣僕ニシテ君主ノ意ニ從ハザル時ハ人民ハ名代人ニ託セズシテ自ラ法律ヲ定ムベシト暴論ヲ發スル者アルニ至ル。幸

ニ未ダ一般ノ暴動ヲ見ザルモノハ往々富有ノ紳士アリテ人望ヲ繫駐スルガ故ナルノミト云ヘリ。人民ニ不平アルハヒトリ政體ノ然ラシムル所ナリトイフハ速了ノ見解ニアラザルヲ得ンヤ。(前掲書、四二二頁)

尙ほこの運動と政體との關係の無いことを主張するものは、前掲の「朝野新聞」の「關邪論」である。「英佛ハ一ハ立憲政體ニシテ一ハ共和政治ナリ。而シテ二黨(社會黨及び共產黨)——筆者ノ日ニ益々蔓延ヲナス成跡アリ。加之地球上第一等ノ自由國タル北米合衆國スラモ已ニ社會黨ノ爲ニ禍毒ヲ流スニ至レルニ非ズヤ。言論參政ノ自由ヲ得ルト得ザルガ如キハ何ゾ社會黨ノ發生ト蔓延トニ關涉センヤ。社會黨ノ發生ヲ以テ政治上ノ壓制ニ出ルトナシ、之ガ蔓延ヲ以テ人民ガ權利自由ヲ得ザルニ歸スルハ蓋シ「コムミニスト」「ソシヤリスト」ガ主義ト爲ス所ノ直接ノ關係ハ財產ニ在リテ、權利ニ在ラズ、幸福ヲ主トシテ自由ヲ主トセザルヲ解セザルニ因ル。」(前掲書、四三九頁)

社會黨虛無黨發生の原因を「宗教の衰頹」に求めるものは、既に記した小崎弘道である。彼の「近世社會黨ノ原因ヲ論ズ」と題する一文は實に、このことを論證せん

したもので、十四年代においては、その立場は兎に角として、比較的精細なるものであるといはねばならぬ。彼は社會黨發生の原因を宗教の衰頹に求め、從つてまたその對策として、眞正の宗教の皇張に求めてゐるのである。現在の思想問題對策としての精神作興論の如きは、その揆をこの一論と一にするものである。

「社會說ノ消長ヲ政府ノ制度如何ニ歸スルハ抑亦甚シキ皮相ノ見解ト謂フベシ。夫一國ノ制度ノ良否如何ンハ、單純ノ理法ヲ以テ斷定スルコト能ハズ。其國人民開明ノ程度ニ適スル否ヲ觀察スルヲ緊要トス。今英佛獨魯、其政治上自由ノ程度ハ大ナル差異アルモ、之ヲ其國人民開明ノ程度ニ準ジテ斷定スルハ、未ダ必ズシモ其中何レノ國ノ制度宜キヲ得ルト斷定シ易カラザルナリ。且社會說ノ原因ハ、果シテ其國制度ノ宜キヲ得ザルニ由ルトセバ、何ゾ社會說ハ其他諸國殊ニ東洋諸國ニ起ラザル乎、其國制度ノ宜キヲ得ザルコトハ多少社會說ノ蔓延ヲ幫助スルコトアラランモ、之ヲ以テ其原因トナスベカラズ、社會說ノ起ル別ニ深キ原因在ルアリ。

然ラバ即チ社會說ノ原因ハ、焉ニカアル。曰ク社會說ハ社會ノ病症ニシテ、其原

因タル深ク人間ハ性理ニ存ス。即チ不平不満足是レナリ。其不平不満足ナルモノハ何レヨリ來ルヤ。曰ク其國宗教ノ衰頹ニ由ル也。抑人性ニ肉欲並ニ所有知識權力名譽及び宗教上ノ願望アリ。之ヲ満足セシメテ初メテ心ニ幸福ヲ覺ルモノナリ。然レドモ其第一ニ願望スベキモノハ宗教ノ事ニテ其他ノ願望ハ之ニ附屬シ其支配ヲ受ケザレバ其心ニ満足安心ヲ得其幸福ヲ全フシ得ベカラザル也。若シ宗教上ノ願望ヲ措キテ特ニ其他ノ願望ヲ全フセントセバ獨之ヲ得ザルノミナラズ例令ヒ之ヲ得ルモ必ス満足ヲ得ルコト能ハザルナリ。：宗教衰頹シテ復タ人心ヲ満足セシメザルニ至リテ所有物ナリ知識ナリ權力ナリ名譽ナリ其他ノ願望ヲ滿タシテ快樂ヲ得ントスルハ亦自然ノ理ナリ。然リト雖モ其願望タルヤ各人等シク之ヲ求メテ得ベキモノニアラズ。假令ヒ之ヲ得ルコトアルモ愈之ヲ得テ愈不足ヲ覺ユルハ其願望ノ性質ナレバ終ニ心錯亂シ變ジテ社會黨トナリ萬國黨トナリ又激烈ノ政黨トナルナリ。……以上論辯シタルガ如ク社會說ノ原因果シテ宗教ノ衰頹ニ在ル時ハ之ヲ防止スル法唯人心ヲ満足セシメ得ベキ真正ノ宗教ヲ皇張スルニ在ルナリ。」(明治文化全集社會

篇四一三頁)

小崎弘道はかくの如く社會黨を論じ來つてその我が國との關係に及んでゐる。彼によると我國の宗教は神佛ともに假教ニシテ志士學者ノ心ヲ満足セシムルニ足ラズといふ有様である。「既ニ宗教ノ其心ヲ満足セシメ得ルモノナケレバ我國人民ハ所有物權力名譽等ノ願望ヲ達セントスルヤ必セリ。然レドモ……此等ノ願望タルヤ各人ノ得テ達スベキモノニアラズ。且ツ愈之ヲ得テ愈其不足ヲ覺ルモノナレバ爾後人民ノ心愈醒覺スルニ至ラバ其結果ヤ現ハレテ不平不満足トナリ小ニシテハ過激ノ政黨ヲ生ジ政府顛覆ノ危ヲ醸シ大ニシテハ社會黨虛無黨ノ如キ暴戾ナル黨與ヲ醸生シ社會變亂ノ禍ヲ萌シ歐洲ノ慘毒ヲ復タ我國ニ流スコトアラシカ。是レ我輩ガ我國將來ノ形狀ヲ豫想シ憂慮シテ止マザルトコロナリ。既ニ現今國會請願者中間々過激ノ主義ヲ有スルモノアルガ如シ。如斯キ人ハ假リニ其請願スル所ノ國會ヲ設クルニ至ルモ必ズ之ニ満足スルナク更ニ尙變革ヲ熱望スルコトナラン。幸ニ今尙ホ如レ斯黨類我國ニ少ケレバ今ニ於テ其豫防ヲ講ズルコト學者ニ取リテ最モ須要ノ事業タルベシ」といつてゐる。(前掲書、四一三—四一四頁)

この社會黨虛無黨の我國に對する傳播を恐るゝものは、獨り小崎弘道に止まらな  
い。明治十一年十一月七日の「曙新聞」は、これは對して、次のやうにいつてゐる。「今  
日我邦ニ於テハ是等ノ不平黨無シト雖モ、時運ノ進動ハ一日ヨリモ速カニシテ、人  
心ノ轉變ハ間ニ髪ヲ容レザレバ、風潮一タビ至ラバ豈復タ之ヲ抑止スベケンヤ、一  
朝若シ此等ノ不平黨ニシテ歐米各國ニ志ヲ得ルコトアラバ、其影響ハ忽チ我國ニ  
波及シテ、人民ノ腦漿ニ感得スルコトナキヲ保スベカラズ。況ンヤ、我邦ニ於テ此  
等ノ不平論ヲ汲引スベキ引カハ今日甚ダ乏シカラザルニ於テヤ。余輩ハ恐ル、  
時運若シ此ニ至ラバ、社會論ナク、虛無說ナク、我國民中ニ蔓延傳播スルハ電信ヲ以  
テ命ヲ傳フルヨリモ速カナラシコトヲ。」(明治初年の世相) (四二五—四二六頁)

この社會黨に對する憂慮は、決して意義のないものではなかつた。明治十五年  
には、後段述べるやうに、東洋社會黨が設立されてゐるからである。しかもその短  
命に終りし後についていへば、爾後約十五年間は、わが國において、實踐運動として  
の社會主義は存在してゐない。しかし、それは、わが國資本主義の發達とともに、そ  
の憂慮の實現せらるゝの日が來るのである。

六

社會黨並に虛無黨は恐怖せられた。しかしながら、この恐怖の中に、吾々は、當時  
の邦人のこれに對する同情の念を發見し得るのである。それは、彼等の運動が私  
心に出たものでないといふ點、彼等の間には眞面目な學者論客をも包括してゐる  
といふ點、かくの如き運動に對して露獨殊にロシア專制政府が暴壓政策を施した  
といふ點にある。當時のわが國の状態を見れば、舊武士階級の政治的反抗の武力  
的運動は、西南の役をもつて終つたのであるが、(拙稿「明治初年の政治」前掲指原安三  
の「明治政史」の引用のやうに、自由民權運動は、これから益々旺盛を加へて來た時代  
である。しかるに、明治初期の藩閥的寡人專制の政府は、明治八年「新聞紙條例」並に  
「讒謗律」の制定、並に「出版條例」の改正をして、言論を取締ることとなつた。(朝日新聞社  
史「言論篇、美土路昌」一著、四三—四九頁) 而して、實際政治警察の態度は、近來我縣下(兵庫縣)ニ自由民權ト  
稱シ、政務ニ係ル演說討論等ヲ致シ、純良ノ人民ヲ煽動スル者出沒スルハ畢竟國家  
ノ治安ヲ妨害スル兇黨ニ外ナラズ、依テ自今一層注意スベシ」といふ通達を發した  
ほゞ言論運動の自由を抑壓した時代であつた。(外骨著「明治演」) かくの如き言論並

に運動の壓迫は、當然他國における言論運動の抑壓者に對する憎惡となり、被抑壓者に對する同情となつたのである。

十一年十一月七日の「曙」は抑壓政策の決して露獨における社會黨並に虚無黨の終滅し得ざるべきことを述べてゐる。「然リト雖モ余輩ハ日魯政府ガ不平黨ノ蔓延ヲ恐レテ徒ラニ其枝葉ヲ芟ルヲ務メ、其根源ヲ枯渴スルヲ知ラズ、唯威力ト權柄トヲ以テ之ヲ壓倒セントスルヲ見テ未ダ嘗テ其失錯ヲ憫笑セズンバアラズ。此等ノ黨派ノ團結スル所以ハ元ト其不平ノ鬱結セル所、頑冥撓マスカラザルノ氣性ヲ爲シ、生命ヲ犠牲ニ供シテ所志ヲ遂ゲントスルノ熱心ヨリ成ル。如何ナル嚴刑酷罰モ刀鋸以テ之ヲ威シ、鼎鑊以テ之ヲ懲スモ寸毫ノ益ナキノミナラズ、權威ヲ以テ之ヲ壓セント欲スルハ恰カモ石炭油ノ火ヲ救ハント欲シテ之ニ水ヲ澆グガ如ク偶々以テ其怨望ヲ深クシ、其勢焰ヲ熾ンナラシムルニ足リ、一人ヲ殺セバ三人ヲ生ジ、五人ヲ除ケバ十人ヲ現ズルニ至ル。看ヨ反動ノ力ハ壓抑ノ甚シキニ由リテ益々激烈ヲ加ヘ、同感ノ情ハ悲惨ノ深キニ隨ヒテ愈々慨憤ヲ増スコトヲ。社會黨虚無黨ノ増長モ豈此理ニ外ナランヤ。」(明治初年の世)「横濱ヘラルド」はこの

彈壓政策について「夫ノ虚無黨及社會黨ヲ逮捕シテ之ヲシベリアノ苦城ニ送ルガ如キハ魯國政府ガ宜シク注意シテ容赦セザル可ラザル所ナリ」とした。(三十一、前掲書七頁)「朝野新聞」は「立憲トイヒ、共和ト云ヘバ、自ラ社會黨ノ如キ者有ルモ、其勢力ヲ得ル能ハズ。魯帝ノ英明ト曰相ノ僑傑ヲ以テスルモ、專制壓伏ノ政略ヲ施セバ却テ社會黨ノ氣焰ヲ熾ニスルヲ免レズ」としてゐる。(四十二、前掲書)

一八八〇年の治安維持のためにする虚無黨彈壓機關の新設に對して「朝野新聞」は次の如き批評を與へてゐる。「……嗚呼吾儕ハ海外萬里ノ人ナリ。魯帝ノ爲ス所果シテ是カ、虚無黨ノ志ストコロ果シテ非カ知ラズト雖モ、苟モ其黨與ノ主義ニ一モ取ルベキモノナクンバ、國中之中唱和スル者無カルベク、又政府ニ非理ナクンバ、近臣官吏ノ二心ヲ抱ク者無キヲ信ズ。然ルニ魯帝ヲシテ治安事務司ヲ設クルノ詔ヲ發セシムルニ至ルヲ觀レバ、亂民ノ才ヲ倒ニシテ仁君聖主ニ抗ストナスベカラザルガ如シ。其望ム所ノ黑白ヲ分タズ、慢ニ之ヲ殄滅セントスルハ謬妄ノ甚シキモノト謂ハザルベカラズ。」(十三年七月二十四日、我ト魯國ト政)

抑壓者に對する非難は、當然被抑壓者に對する同情とならざるを得ない。「朝野



新聞は、虚無黨ノ主義タル元來悦ブベカラズト雖、魯國現今ノ虚無黨ハ學士論客未ダ多ク其主義モ屢々改良シテ頗ル宜シキヲ得タリトイフ。縱令之ヲシテ志ヲ逞シウセシムルモ、何ゾカノ「ジャコピン」黨ノ如キ兇暴ノ所爲アラシヤ、且ツ虚無黨ノ憤怨今日ノ如キニ至リシハ、必竟政府ノ抑壓束縛ニ根スニ外ナラズ、政府ニシテ全國人民ノ公意ニ從ハバ、虚無黨ト雖モ、亦國會中ノ一黨派タルニ過ギザルベシといつてゐる。(十三年三月十七日、前掲書、四五〇頁)

十四年二月二十五日の「曙」に掲げられた高須鉄鋒の「虚無黨論」はより同情的である。

「虚無黨ハ世ノ擾亂ニ乘ジテ奸雄ノ爲ニ煽動セラレテ暴力ニ蜂起スル烏合ノ衆ニ非ズ。豪農富商ノ貨財ヲ掠奪シテ己レ一身ノ歡樂ヲ買テ満足スルガ如キ山賊野盜ニモ非ズ。彼等ハ久シク武斷專制ノ羈下ニ雌伏シテ、其培克ニ疲レ、其聚歛ニ苦ミテ自由ヲ愛慕スルノ赤心ハ變ジテ政府ヲ怨望スルノ熱情トナリ。氣類ノ召ス所相集ツテ黨與ヲナセルナリ。虚無黨ハ一個ノ革命黨ナリ。之ヲ魯國政府ノ反民割帝陛下ノ逆徒トナスモ未ダ以テ人類ノ殘賊社會ノ罪人ト名ク

ベカラズ。(前掲書、四)

七

ロシア虚無黨の運動に關する以上の如くであるが、それは大體十四年頃までを以て終つてゐるやうである。しかし、これらの記事は當時の人心に可成の衝激を與へたものと思はれる。内田魯庵は當時十四五才の少年としての經驗を語つて次のやうにいつてゐる。「八十一年の三月一日の亞歷山第二世の暗殺は暗殺そのものが、當時まだ珍らしかつた爆彈で行はれた爲に、殊に著しく世界を震撼したが、日本も亦少からず動搖し、虚無黨の名は恰く一般の人心に根強く刻みつけられた。日本は國情が相違してをるから、露西亞に行はれたやうな大逆を想像だもするものは、一人もないが刺客は決して珍らしくなかつた。當時の自由黨の志士の中には、刺客を理想とするものさへあるらしかつた。それ故に君主に危害を加へる虚無黨を恐れ憎み、呪ひつゝも其壯烈なる勇氣に共鳴を感ずるものは無いでもないらしかつた。且つ屢々新聞紙等に由つて報道される虚無黨の神出鬼没の陰謀は丁度昔の傳奇小説を讀むと同じ感があつて、當時の青年の好奇的空想を唆つたの

は、恰もジゴマの活動寫眞に等しいものがあつた。明治十七八年の頃、川島忠之助氏の『虚無黨奇譚』(?)が好奇を以て迎へられたのは、明かに當時の青年の心理を語つてゐる。(トルストイの思想の移入及び傳播、木村毅著、明治文學展望二二—二三頁引用)

かくの如き人心の要求によつて、ロシア虚無黨に關する單行書が現はれたのは、明治十五十六年である。明治十五年は、日本社會主義文献史の第一頁を飾るものといつてよい。大原社會問題研究所編の『日本社會主義文献』第一輯は實にこの年をもつて、その記述を始めてゐるのである。

明治十五年には、ロシア虚無黨に關する文献が三種出てゐる。それは(一)柳田策太郎譯『魯國奇聞烈女の疑獄』四月發行(二)西川通徹譯『露國虚無黨事情』九月發行(三)川島忠之助譯『虚無黨退治奇談』九月發行がこれである。而して、十四年刊行の田島象二譯『婦女立志歐洲美談』はその第三章の全部を擧げてウエラザスリッチの傳記を記してゐる。明治十六年には、宮崎夢抑譯『虚無黨實傳記 鬼啾啾』(明治全集、第十卷所收)が出てゐる。(木村毅、明治初期の虚無黨文學)『婦女立志歐洲美談』と『烈女の疑獄』とは共に、前者はその第三章、ゾエラザスリッチ

の狙撃事件を書いたもので、彼女に對する同情の立場を採つてゐる。「烈女の疑獄」の譯者柳田策太郎は、その自序に「嗚呼サシユリッチハ少女ナリ、外形ニ就テ之ガ行爲ヲ見レバ、蓋シ爲スベカラザルノ暴逆ヲ爲セルガ如シト雖モ、仔細ニ其精神ノ存スル所ヲ看來レバ、愛國ノ衷情止ム能ハズ、生命ヲ犠牲ニ供シテ奮テ姦臣ヲ斃シ、以テ蒼生ノ冤ヲ雪ガント欲スルノ美志ニ出テシモノニシテ、百世ノ下猶懦夫ヲシテ奮起セシムルニ足リ、亦牧師ノ義氣、陪審官ノ果決、皆則ルベキモノアリ。抑魯國ガ應ニ其禍害ヲ豫防スベキノ警察官ニ因テ、却ツテ禍害ヲ醸成シタルノ事蹟ニ至ツテハ、後世爲政治家ノ當ニ殷鑑トナスベキ所ナリ。其レ然リ、此一事ノ國勢民情ニ關スル廣且大矣。」といつてゐるに見ても明かであらう。(日本社會主義文献、三頁引用)

西川通徹譯述の『露國虚無黨事情』は七十余頁の小冊子であるが、當時發賣禁止を受けたものである。この書は、簡単にロシア虚無黨の事情を記したもので、末廣重恭の序文に「……政治の自由にして急激なる政黨の發生するは、古來未だ曾て聞かざる所なり。露國虚無黨の如き即ち社會一定の原則に因つて起るものに非ざるを得んや、夫の露國の政治家たるもの從來自由主義を忌嫌し、壓制の政令を社

會に施行し止むを知らざるに因り、國人は之れが爲めに激動せられ、其自由を欲し權利を求むる心情の熱度は將さに沸騰點に達せんとし、遂に恐怖すべき現象を生ずるに至れり。且つ夫れ露國の人民は歐洲開明社會の近側に立つて獨り壓制の空氣を呼吸す、故に居常英佛國民が濼々として、自由の樂域に逍遙するの狀態を視て、欽美景恭の念慮に堪へず、早く自由を求め權利を得て、彼等と同一の水準に達せんとし、激烈なる運動を爲すに至りたるならん、是れ猶ほ高處より低處に下る水の平均を求めて、飛揚すると同きのみ、亦何ぞ怪むべき所あらんや。若し露國政治家をして公儀を貴び、輿論を重んじ、自由の政令を布かしたらんには、虛無黨は決して、此國に興起せざるなり」としてゐることによつても、その立場は明白である。(本日本社會主義文獻、二頁)

「虛無黨退治奇談」はフランスのポオル・ヴェルニエの小説の翻譯で、三百頁の冊子で當時としては大作である。また「虛無黨實傳記鬼啾啾」は、ステプニャクの「地底のロシア」(Stepniak, Underground Russia. Revolutionary profiles and sketches from life, 1882.)を種本として書かれた虛無黨の小説である。(この二書につきては、木村毅「明治文學の展望」二九—三二、並に三七

照せられたし

明治十五年は以上の木村毅氏の所謂虛無黨文學の外に、トマス・モール著井上勤譯「良政府談」とウールセイ著穴戸義知譯「古今社會黨沿革誌」が刊行されてゐる。前者はトマス・モア著の「ユウトピア」の翻譯であり、後者はウールセイ著「共產主義と社會主義」(一八八〇年)の翻譯である。(日本社會主義文獻、一及び三頁)モアのユウトピアについては、こゝに叙説するを要しないほど今日においては、その書は有名である。ウールセイの著書は、筆者は未だ遇見するに至らないが、恐らく當時まで刊行された社會主義著述中——例へそれが四六版一二四頁の小冊なりといへ——最も纏まつた社會主義及び共產主義に關するものであつたといつて差支ないであらう。

ウールセイの名とともに、一言すべきは、當時京都同志社の教授であつたラーネット(Dwight W. Learned)である。ラーネットは明治八年日本に來朝し、同志社の教授として、明治十二年から二十五年にいたるまで經濟學を開講した。この講義に於いて、社會主義に言及したので、恐らく彼は教壇で社會主義を講義した最初の人であるだらうといはれてゐる。彼のエール大學における師は、前掲のウールセイ

であつたのである。ラーネッドは、十九年に「經濟新論」宮川經輝譯二十四年に「經濟學之原理」浮田和民譯を刊行してゐる。彼の著書の内容については他日を期すが、日本の社會主義が基督教の博愛思想と自由民権の思想とを母胎とし、同志社からは、例へば安部磯雄氏の如き——氏はラーネッドの講義を聞いてゐるが、その當時、社會主義なるものに何等の興味を感じなかつたのである。——を出した關係上興味ある問題に異ひない。(住谷悅治「明治初期における社會主義・共產主義・無政府主義・社會主義の歴史・階級性三四七—三九五頁、安部磯雄「我國に於ける社會主義」といふ語の最初の使用者、經濟往來、昭和五年一月號)

八

西南戦争終焉以後の政治運動は前述の通り、武力闘争から言論闘争たる政黨運動に轉じてゐる。實踐運動としての民権運動は、明治七年の民権議院設立建白に始まつたのであるが、明治十年にいたるまでは、舊武士階級の武力的政治闘争がその重要な地位を占めてゐたのである。(拙稿「明治初年の政治運動思想」三月) しかるに、十年以後の政治運動の主勢力は、全く國會要求としての政黨運動たるに至つた。即ち十年六月土佐の片岡健吉總代となつて、民撰議院設立に關する立志社建白書

を西京の行在所において、闕下に奉呈し、十一年四月には、自由黨の前提たる愛國社再興の議熟して、實際運動に及び、十三年三月には、各地に勃興した政治的結社を糾合して、愛國社を國會期成同盟會を組織し、十三年十一月には再轉して、自由黨の結成となつた。(自由黨「史上卷」) 而して、十四年には、官有物拂下問題に對する在朝在野有志の攻撃、大隈重信の下野となり、十五年には、大隈を中心とする改進黨の組織となつた。かくて、政黨運動は、一種の流行病のやうに、日本の津々浦々にまで延漫しつゝ、あつたのである。(明治政史、第十四、十五篇)

このとき、九州島原に有志者相會して、「東洋社會黨」なる一結社が起つた。この東洋社會黨こそ、日本における最初の社會黨の名を冠した政黨である。この政黨に關しては、種々な研究が既に發表されてゐるが、その結成の條件並に黨の指導原理の本質について、數言を費すことは必ずしも、無駄ではあるまい。東洋社會黨に關する史書としての記述は、「明治政史」を最初とすべきであらう。

「斯く政黨勃興の時に當つて、奇を好み異を嗜むものあつて、奇異の政黨も亦起る。大和の人樽井藤吉及赤松泰助等の發起に係る肥前島原の東洋社會黨是なり。

同黨は當年五月二十五日を以て該黨員の會議を同地の江東寺に開く。其來會するもの數百各先づ同黨の黨名を議せしに、頗る過激の徒多く、或は立憲急進黨と改むべしと論じ、急進にては飽き足らねば宜く突飛黨と名くべしと唱へ議場紛々一時余程の激論も鼎沸せしが、結局従前の黨名を据え置く事に決し、且つ其黨則も亦稍、議したり。(明治政史、前掲 版、四三四頁)

かくて、東洋社會黨の存在は、當時の注目の的となつたのであるが、その趣旨とするところは、東洋社會黨々則草案と、その後、修正されたる草案——この草案の筆を執りこれを印刷に附して、配布したために樽井藤吉は、輕禁錮一ヶ年に處せられた——とに現はれてゐる。この二つの黨則草案は、多少の差異を持つてゐるが、東洋社會黨の本領はこれによつて明かである。その第一章は綱領である。

第一條 我黨ハ道德ヲ以テ言行ノ規準トス。(我黨ハ親愛ヲ言行ノ規準トス)

第二條 我黨ハ平等ヲ主義トナス。(我黨ハ自他平等ヲ主義トナス)

第三條 我黨ハ社會公衆ノ最大福利ヲ以テ目的トナス。(黨則草案は、明治政史、四三頁のものにより、黨則修正草案は、田中惣五郎著、東洋社會黨考、八八—九三頁所載のものによる。括弧の中のもののは修正草案を示す。)

黨則草案第二章手段には、修正草案において、大なる追加項目がある。それは、第二章の冒頭に第四條として、舊來の弊習を矯正し、貧富の世襲を破壊する左の項目を以てす。一、天物共有 二、協同會社 三、兒子共育 四、理學的生殖を加へたことである。(東洋社會黨考、八九頁) 第三章盟約の項は、その文章も變更長短以外に差異はない。即ち修正草案は、黨則草案に比して、多少の文章の語數を増加せしのみである。而して、この盟約は、東洋社會黨の本領を最もよく現はすものであるから、黨則草案に従つてそれを掲げる。黨則草案第六條である。

「予ハ諸君ト此社會黨ヲ團結シ諸君ト共ニ我黨旨ヲ擴張スルハ、諸君子ヲシテ此社會黨ニ同盟セシメシニアラズ、又予ガ諸君ヲ誘導セシニアラズ、諸君ガ道義心予ガ道義心ト相感合協和シテ成ル所ナリ。諸君ガ我黨則ヲ編成セシハ予ガ會テ心ニ記録シタル所ノモノニシテ、即此黨則ハ予ガ精神ノ共ニ其編成ニ與リシモノナリ。諸君ヨ、此黨則ハ予ガ精神ヲ發表公示スルモノナレバ、予ハ誓テ此黨則ヲ守リ、他人ノ毀譽ニ拘束セラレザルベシ。且ツ予ハ務メテ予ガ精神ノ如ク道義ニ富有ナル精神ノ人ト親和交結シテ我此黨ヲ大ニセントス。予ハ我黨旨

ヲ擴張スルニ親和ヲ以テ宗トスベシ。敢テ敵ヲ求ムル如キ言行ハ爲スベカラズ。然レドモ我億兆兄弟中若シ過テ我黨ヲ阻害スルトキハ、予ハ身ヲ以テ我黨ニ許スニアラズ。予身ヲ我東洋社會黨ニ許スハ、諸君ニ之ヲ許スニアラズ、即是道義ニ之ヲ許スナリ。予ガ腦裏ニ予ヲ制スルノ君主アラズ、予ガ奉スル所ノ君主ハ一ノ道義ノミ、道義モ亦予ガ腦裏ヲ制スル能ハズ、予ガ精神ハ即道義ナレバナリ。予ハ之ヲ心ニ誓テ以テ諸君ニ示ス。(明治政史 四三四頁)

かくの如き綱領を有する東洋社會黨は、同年七月六日に至り、東洋社會黨の儀は、内務卿に於て、治安に妨害ありと認められ禁止致すべしと縣令に達せられたるを以て結社禁止致すに付其旨心得べしと申し渡されて、解散命令を受けたのである。(東洋社會黨考 八七頁) しかるに、東洋社會黨は同月、長崎警察署の尋問に對して、次のやうな上申書を差出してゐる。この上申書もまたこの黨の性質を明かにする上において、缺くべからざるものである。「社會黨ノ上ニ東洋ノ二字ヲ冠セシハ、東洋ニ興リタル社會黨ト曰フ義ニテ、東洋ノミノ社會黨ト曰フ意ニアラズ。其社會黨ト稱スルハ大ナル親和黨ト曰フ義ナリ。社會ハ人々ノ相親和鳩合シタルヲ指ス稱ナレ

ハナリ。而シテ人々相親和スルノ法ハ道德ヲ擱テ他ニ術アラズ、故ニ道德ハ固ヨリ言行ノ規準ナリ。黨則草案第一條ハ道德ノ義ヲ明ニスルナリ。第二條平等ヲ主義トスルハ道德ノ働ヲ示スナリ。儒佛及西書等凡テ道義ヲ説クモノ悉ク平等ニ歸セザルハナシ。嘗テ太政官ノ告諭文中ニモ上下ヲ平均シ、人權ヲ齊一ニスル云々ノ語アルモ、道義ニ基カレタルニテ、即社會主義ナリ。第三條社會公衆ノ最大權利ヲ目的ト爲ストアルモ亦道義上ノ事ニテ、之ヲ今日ニ得ントスルニアラズ、之ヲ人生ノ目的トシ、此域ニ達スルノ方法ヲ講究スル學事會ナリ、無識ノ新聞子が喋々スルガ如キモノニアラズ。云々」(明治政史 四三五頁)

## 九

山路愛山によれば、樽井氏の社會主義は電の如く閃きて、電の如く消へたのである。(山路愛山、現時の社會問題及び社會主義者、明治四十一年、明治文化全集、社會篇三七五頁) しかしながら、東洋社會黨の結成は、當時の新聞雜誌に多くの反響を起し、再び同黨を中心として、社會主義の本質並に可否の問題が論ぜられてゐる。これらの諸論は、田中氏の「東洋社會黨考」(九四—一四三頁)に集録されてゐるので、それによつて、當時の社會主義觀の一斑を知ること

とが出来るのである。これらの議論の一般的傾向は、社會黨の害惡を指摘し、その成長せざる内に芟除せざるべからずとするに一致してゐるのであるが、社會主義に關する理解に關しては、その立場によつて差異のあることは當然である。

當時半官的新聞と稱された東京日日新聞は、最もこの黨の結成に反對し、恐怖した。このことは、内務卿が同黨の結成を禁じたことに照應するものであつて、東洋社會黨に對する官憲の見解の一斑を示すものと見て差支ないだらう。

東京日日新聞は、東洋社會黨に關する報道の外に、福地源一郎、穂積八束、村上浩の評論を掲げてゐる。福地源一郎は、「東洋社會黨」なる論說において、「……此黨派の團結は長崎地方に於てし、其主義は天地の公道に基き、舊來の陋習を破壊するの大詔を奉戴し、徳義を以て平等の權利を企圖するに在りと云へり、夫れ程にては、未だ純然たる社會黨の邪説を主張するものなりと斷定するに足らざりしが、其故佐賀侯鍋島閑叟公の廟に献じたる扁額に、天保壬寅年 公以博愛之心 立財産公平之制 我黨沐浴其澤 欽慕其徳 乃謹奉献此扁額 東洋社會黨松浦郡三千余名 總代と書したるを以て、明に其黨が主張する所は西洋の社會黨の邪説に異ならざ

るの明證を世上に示したり、果して然らば、吾曹の驚や實に甚し、世上の公衆も亦實に豫想の外に出づるに驚くならん、嗚呼我國の論者にして奇を好み、新を競ふを事として、其の浮躁淺露なる動もすれば、詭激に陥るを顧みざる、何ぞ此極に至る乎、自由民權にては、未だ一世を動搖せしむるに足らずとして、此の財産公平の制を主義とする社會黨を團結せしならんには、尤も怪かる事なりと云はざる可からず、若し眞實に財産公平の制を我國に行はんと企望するの主趣ならんには、社會の秩序を壞り、國家の安寧を破るものは、即ち此説なりとして、之を論破し盡さざる可らず、苟も如是の邪説を放任して、其勢を滋蔓せしめば、狂暴は愈狂暴に流れ、遂に東洋虚無黨の團結を見るに至らんも亦決して、其無を保す可からざるなり、蔓草除かざる可からず、況や邪説をや、是れ吾曹が此の社會黨の團結を嚙々に附する能はざるの理由也。」(十五年五月十八日、前掲書、九八—九九頁)といひ、また、社會黨の邪説は其氣焰の未だ甚だしからざるの初において、之を撲滅せざるべからず、世人の多き未だ顯に自ら稱して、余は社會黨なりと云はざるも、或は各人同等を唱へ、或は財産均一を希望するの輩亦絶て無きに非るべしと思はるゝが故に、煩を憚らず、稿を續けて、左道の邪念を撲滅し、

我日本帝國に於ては決して歐洲の慘劇を演ずるなからしめん事を期せざる可らず、彼の九州地方にソシヤリスト類似黨の起るも畢竟するに歐洲邪黨の舉措に倣ふ輩なるべければ、之をして正道に復せしめんには、其根本たるの歐米社會黨議を擊破せざる可からずといつてゐる。(同上二頁。一〇二頁。一〇三頁。)

穂積八束の同年六月二日の寄書も、これと大同小異である。彼れ狂士輩は既に社會主義に浸染し、邪路に迷ひ、道理を顧みざる者なれば、之を理論の裁判に訴へ、以て狂者と理の當否を争はん事は思慮なき所爲に似たり、然れども、今や人心穩和ならざるの時に際し、或は恐る。巧みに言辭を弄して、私意を逞くせんとする輩多からんには、容易ならざる結果を生ぜんやも測られず云々といつてゐる。(同上三頁) 後年の官僚憲法學者は既に、このときその立場を明白にしてゐる。彼が所有神聖の一點張りて社會主義を攻撃するのは、當然であるが、その低調卑俗なる論調は、遺憾なく、社會主義に對する無識を呈露してゐるものといつて差支ない。村上浩の説もまたこれと大同小異である。(同上二頁。一〇七頁。)

宗教家からの反對論は、十五年六月十五日發行の『佛教演說集誌』に、干河岸貫一に

よつてなされてゐる。彼は佛教の立場から、それが社會主義と無關係で、私有財産制の擁護者なることを絶叫する。「……我が佛教の如きは、固より該邪黨(社會黨)とは氷炭相容れざる者にして、因果應報の理は、財産平均の論を撲滅する爲の無上の藥劑たり、諸君幸に是等臆測の説に迷はされて、一瞬して大澤に陥る勿れ、此社會の秩序を破壊し、社會文明の暴狀を變じて、野蠻の状態に引戻さんとする黨派の起るあらば、政治家宗教家に論なく、共に其毒焰を未だ熾盛ならざるの間に撲滅せばあるべからず、故に今其黨の現出したるを聞き、之を等閑に看過す可からざるを論じ、併せて、皮相論者の言を駁し、我正因正果の理を論ずる佛教の冤を雪ぐのみ(前一五頁)といつて、宗教及び宗教家の階級性を露骨に現はしてゐる。

十五年六月二十三日以後の朝野新聞の論說、論歐洲社會黨なる一文は東洋社會黨に關聯して、草された最も卓越したものといふことが出来るであらう。この一文の執筆者は、田中氏によつて、末廣重恭または馬場辰猪と推察されてゐるが、(前掲六頁) 同新聞の幹事高橋基一の如きも、魯國形勢論の如きを書いてゐるから、(明治初相四二頁) あるひは、執筆者であるかも知れぬ。朝野の態度は次の文章に最もよく現



はれてゐる。「此輩東洋社會黨已に自ら社會黨を以て名とし、下民を誘導し、財産平均の論を主張すると聞けば、他日或は化して、歐洲の如き社會黨を現出せんも未だ知るべからず、要するに、吾輩世の耳目を以て、自ら任ずる者は、凡そ社會に現出するの事物に就て之か是非得失を討究して其の取るべきは必ず之を稱揚し、其捨つべきは力を極めて、之を論破し、以て其の公衆に對する義務を盡すべきなり、或る臆病論者が、社會黨の名を聞いて、其の景象に驚き、其の實を講究せず、直ちに之を撲滅せんと試むが如きは、我輩の敢て取らざる所なり。」(前掲書一、三五頁)かくの如き自由主義的態度から、「朝野」の記者は、社會黨の歴史、分類を研究し、その發生原因に對して、次のやうに論斷してゐる。

「試みに歐米諸國の現状を看よ、所謂中等社會と稱する者は、夥多相結合して會社を設け、巨額の資本を儲へ、宏大の器械を備へ、以て製造貿易運輸の業に従事す、之に反して、多數の人民は、身に僅々の資本ありと雖も、産業社會に立つては固より彼等と利益を争ふこと能はず、中に精妙の技術ありと雖も、其功用を精美の器械に比すべきに非ず、況んや生來の赤貧にして天賦の才智あるも、之れを發育する

の力なく、只手足の勞働によつて、殆んど牛馬と伍を爲す者に於てをや、亦感むべき哉。

「此等勞力社會は、萬物に卓絶する靈妙の性を享有しながら、只其の資産を有せざる爲に資本の奴隸となり、器械の従者となり、父子夫妻相率ゐて、財主の聲色を窺ひ、全家の安危を擧げて、一は其の喜怒の間に委ねざるを得ざるが如きは、是れ豈に近世文明の弊害なりと謂はざるべけんや、嗚呼政治上の自由、僅かに伸張して、社會上の壓制相踵いで起り、自由競争の理窮つて、資本專横の害生ず、貧富懸隔豪族兼併の弊茲に至つて亦極まると謂ふべし。

「夫れ此くの如く文明を進捗するの器械は圖らずも、勞力社會を虐使するの媒介となり、政治上の自由は却つて、多數の人民を驅つて資本の壓制に服従せしむるに至る、是を以て憂世の士は其の弊害の大なる、能く姑息の議論因循の政治の得て之れを治療すべきにあらざるを察知し、更に之れを濟ふに於て仁慈の情に換ふるに推源の理を以てし、哲學に代ふるに經濟學を以てし始めて、當今の所謂社會黨なる者の濫觴となりたるなり。」(前掲書一、四二頁)

以上の如き見解は、當時の社會黨に關する議論として、最も進歩的な、最も理解的なものとするべきであらう。

## 一〇

以上の如き批判と官憲の壓迫とを受けた東洋社會黨は如何にして成立したか。黨の指導者樽井藤吉の残した自傳は當時を語つて次のやうにいつてゐる。「其頃——明治十五年——我が全國中には、政黨樹立は一の流行熱となれり。長崎に於ても亦……長崎改進黨を起さんとせり。時に約百名の諸氏、長崎改進黨の創立會を開くや、歸途家永芳彦氏、其の主義の凡俗なれば、諸國政黨團體に超越したる一新主義を立つべき希望を述べ、政黨を別に組織せんことを圖る。予は、西洋に社會黨なるものあるを聞き居たるも、之に精通せざれば、武富時敏氏に之を質し、大いに得る所ありき。……當時佐賀領内は貧富の懸隔殊に甚しくして、貧民苦痛に堪へざれば、鍋島侯は富豪の所有地を二三十年間無代にて借り上げ、之を小農に自作せしめたる事あり、之を近代に於ける社會主義實行の嚆矢なりとす、故に社會主義は舊佐賀領を以て、最も入り易き所たらざるを得んや。舊佐賀人に貧富平等思想の存

在するは、閑叟公の遺傳ならざるを得んや、茲に閑叟公が大地主に無償借上の返還期限來れり。然るに小農等は之を還附するを欲せざるより、鍋島侯の舊領中、殊に東松浦郡に其紛議最も重大なりしが、其の小民の群を煽動する者に、渡邊政貴なるものありて、我社會黨の一味なりしが、其年五月頃、其重立てる者は佐賀に會し、閑叟公の社前に、堅三尺、横六尺の扁額に、仁祖の二字を大書し、其横に、天保壬寅年、公以博愛之心、立財産公平之制、我黨沐浴其澤、欽慕其德、乃謹奉献此扁額、東洋社會黨松浦郡、三千余名總代、と記し、乃ち之を奉献して、正面に懸けたり。好奇の者之を新聞に掲出せしめたるより、其風聲鶴唳、世人を驚愕せしめたるも、其實當時に於て社會主義を理解せるもの僅々數名に過ぎざりしなり。諸岡正直氏は元佐賀人なるが、其叔父副島種臣の命を含み、東京より來られ、大いに社會主義を鼓吹せらるゝや、予は大いに意志を強うせり、然も東洋の二字を削り、單に社會黨と稱すべく、勸誘せられたるも、予は東洋と西洋とは、事情を異にする者あると、且つ西人狂暴の行爲あるに於ては、同一の急激黨と見せらるゝことを慮り、其説に隨はず、依然東洋の二字を冠せしめたり。」(東洋社會黨考より、引用九—一頁)

これによれば、樽井をして、東洋社會黨を組織せしめた事情は、第一、樽井自身と武富時敏から教へられた社會主義思想、第二、長崎改進黨創立に對する批判的態度、第三、舊佐賀領における經濟事情である。改進黨は十五年に全國的に組織されたのであるが、その趣意書に書かれてあるやうに、政治ノ改良前進ハ我黨之ヲ冀フ、然トモ急激ノ變革ハ我黨ノ望ム所ニアラス。蓋其順序ヲ逐ハスシテ、遽ニ變革ヲ爲サシコトヲ謀ルハ、即社會ノ秩序ヲ紊亂シ、却テ政治ノ進行ヲ妨碍スルモノナレバナリ」といふ態度を持ち、其の綱領の如きも極めて抽象的であつた。(明治政史) かくの如き政黨が土地所有權問題を中心として、鬭争する舊佐賀領内の農民に歓迎せられざるは明かである。「財産公平之制」を維持せんとする小農民側と、一度政治的權力によつて無償借上げを強制せられ、而して今や、その完全な所有權を再び獲得せんとする地主側との階級鬭争は、改進黨とは別の政黨を必要としたのである。樽井が一書翰において、東洋社會黨は昨年當縣下にて四千余名に及びたる所内務卿より禁止せられ云々と述べてゐるのは、この事實を示すものである。(東洋社會黨考、二〇二頁) かくの如き「財産公平之制」については、小野武夫氏の詳細な研究がある。(舊佐賀藩の均田制)

三度(昭和)刊) それは、要するに、安部磯雄氏も認めてゐるやうに、一種の國家社會主義、徹底したる社會政策である。(社會主義小史、大隈重信撰、開國五十年史、下卷、九) かくの如き一、の社會政策、または土地政策の存廢の問題を中心として、結成せられたのが、東洋社會黨であつた。従つて、東洋社會黨の構成分子は、樽井の如き指導者を中心とする小作人層をもつてなるといつて差支ないのである。我國の社會黨は工場労働者を中心として結成せらる以前に、農民を中心として結成せられたのである。

## 一

東洋社會黨の指導原理が如何なるものであるかについては、論争がある。

先づ、東洋社會黨をもつて、無政府主義を奉ずる者とする者がある。その代表者は石川三四郎氏である。曰く「彼れ等が『平等を主義となす』といひて、一言も政策に及ぶなく、『道義を規準となす』と云ひて、何等の律法も設くるなく、全く政治法律を以て無用の長物也と信じ、『其社會黨と稱するは、大なる親和黨と曰ふ義なり』と説き、『予が腦裏に予を制するの君主あらず』と云ひて、絶對に他の權威を排斥し、純乎たる道德的親和を以て、唯一の理想となせるが如き、宛として今の無政府的共產

主義者の口吻にあらざや」と。(日本社會主義史、明治四十年一月平民新聞、明治文化全集、社會篇、三三九頁) この説に賛成するものは荒畑寒村氏である。(同著、日本社會主義運動史、大正十一年刊、一六頁) 石川氏は最近に至つても、この説を持してゐる。樽井は後に國家社會主義者になつたかも知れぬが、東洋社會黨の綱領に表はれた思想は、所謂國家社會主義と相隔たること甚だ遠く、純然たる無政府主義である。そして、それが東洋社會黨綱領却て最も理想的な無政府主義的思想に徹底してゐる處に深い興味があるのである。私は此『東洋社會黨の綱領組織』を以て、日本に於ける最も重要な無政府主義的一文献として、明治四十年の日刊平民新聞に掲げた『日本社會主義史』中に引用したが、今日は益々之を確認するものである」としてゐる。(石川三四郎、日本無政府主義の由來、社會科學、日本社會主義運動史、特輯號、昭和三年二月、八五—八六頁)

これに反して、山路愛山は明治四十一年その『獨立評論』において世には羊にして狼の衣着るものあり。狼にして羊の衣を着るものあり。東洋社會黨など云へば、其名は何となく恐ろしけれども、其實は平和なる一種の理想家、當時三三四の壯年たりし樽井藤吉氏の發案にして、狼の衣を着たる羊に過ぎざりしなり。……氏は一家を經營するは天下を經營するに如かず、一身を以て善を爲すは國家をして

善を爲さしむるに如かず、個人を中心として別々に貨財を運用するは、國家をして、貨財を集中し運用せしむるに如かずとし、所謂社會政策の如きものを案出し、此計を以て、往て岩倉公に謁し、其新發見の思想を進めたり。……而も公は此の説を聞きたる後、卿の言は文明の主義に反して一語を以て、之を採用することを肯んぜざりき。……長崎に至りて洋行歸りの客に會し、其宿志を語りたるに、足下の思想は、歐洲にて社會主義と云へるものに暗合すと教へられたれば、氏は此に始めて、東洋社會黨を以て自ら標榜するに至りしなりと云ふ。……樽井氏の思想は全く獨創にして書齋の臭味なきに似たり。されば是を日本に於ける自發の社會主義或は社會政策と云ふも亦可なり。(明治文化全集、社會篇、三三七—三三五頁) といつて、それがコレクチヴイズム即ち國家社會主義なることを主張してゐる。この説を採る人は、吉野作造氏である。「彼の本來の理想からいへば、社會主義といふよりは、國家主義に近い。更に適切にいへば、國家社會主義といつた方が當る」といはれてゐる。(東洋社會黨のこと、新舊時代、大正十四年九月號、七頁)

尙ほ「つ」の見解は、明治十五年の五月、長崎縣島原に於て、樽井藤吉氏一派が東洋

社會黨なるものを組織したが、社會黨とはいふものの、其の指導的精神は社會主義といふよりも、東洋的理想主義と英國的功利主義との混和したものであつたといふにある。(赤松克麿著「日本勞働運動發達史」八頁)

第一の石川氏の無政府主義説に對して、これを證明すべき斷片的文章は綱領以外にも發見し得る。彼等の發刊した「半鐘警報」には、「社會の人をして、十分に其天賦の道義心と平等自由の法則を重んずるの精神とを涵養せしめば、即ち政治法律は遂に無用の長物たるに至るべし、此佳境に徜徉するを得るの時節を造るは、即ち吾人の目的なり」とか、また「政府は素惡事の子孫なれば、到底廢滅に歸せしめざる可からず、政府廢滅の日は、即ち吾人が希圖する所の真正の文明世界に達するの時なり」といふやうな文章がある。(若林清著「大日本政黨史」大正二年刊、四二二—四二三頁に引用)

しかし、無政府主義説の難點は、樽井の思想の發展である。彼が明治七年に岩倉公に述べた意見が國家社會主義的であることである。(東洋社會黨考「一七一—一九頁」)第二、東洋社會黨修正綱領草案は、その手段として、天物共有、協同會社、兒子共有、理學的生殖の四つであるが、この天物共有は、社會有または國有の意味で、協同會社はコーペレエチ

ヴンサエテの譯字であり、理學的生殖とは、一種の優生學の如きものである。(前掲「四」)而して、彼の黨の支持者たる農民達の要求する「財産公平之制」は、借地料免除、または土地の均分的分割を意味し、その執行者が國家たることが豫定されてゐる。

而して、黨活動の後、明治三十年「太陽」に連載された「銀行國有論」の如きは、彼が明かに國家社會主義的傾向を有してゐたことを示してゐる。その一節にいふ。「余の希望は國政と國業との區域を劃然判別して、國業則國家事業と爲さざるべからざるものは、政治外に特立する一種特別の公司(公司は公共事業事務所の假稱を置き、之を統率せしめんと欲するなり、例へば、遞信の如きは、特殊の資金を取て人民の通信を司さざるものにして、他の政治と大いに趣を異にす、故に遞信銀行保險鐵道官林鑛業等苟くも公利公益に大關係を有する業務は總て之を國業とし、國政と併ひ合せて、互に相侵さざらしめんと欲するなり、更に二者境界の分るる所を言はゞ、租税を不生産的に費消するものを政治の境内とし、租税を費消せず、縱令一時之を流用するも、直後の生産的若くは、公益のため、不費消的に使用するものを、國業の範圍に置かんとする者なり。」(東洋社會黨考「二〇—二二頁」)

樽井の著大東合邦論は森本藤吉の名において刊行されてゐるのであるが、それは明治十八年に執筆せられ、二十六年に出版されてゐる。その「人生大勢」下の章において、社會の極致を次のやうにいづてゐる。「世運漸近以致大社會者。既説之矣。猶俗從之趣開明者。亦不可不知也。箇變爲繁。曇化爲智。踈變爲精。極化爲功。皆其現象也。故去利用厚生之道。以企圖世運之開明者。不可不其社會也。而致國家之開明者。即天地之至理。人世之大勢也。則社會團結之大小。與世運之文野並行者。亦可知也。然而世運漸近以趣開明者。人々避勞就佚。去陋取美之所致。即希望表發而爲有形事物者也。且希望也者。屬將來。故將來者希望大成之境也。……乃知將來之大社會者。實人世安樂之地。希望充滿之境也。欲爲子孫遺美田者。焉可不播利用厚生。文明開化之嘉種哉。」(大東合邦論一、七及二、四頁)「大東合邦論」二篇は日韓合邦論であつて、日本と韓國との合併によつて、大社會を爲し、國家の開明を増進せんことを提唱した漢文の著作である。この「大東合邦論」にも何等無政府主義的傾向はないのである。

しかれば、東洋社會黨はマルクシズムのやうに、終極における無政府主義的社會を要求したかといふに、その點は明瞭にいふことは出來ぬ。石川三四郎氏もいはれるやうに、この樽井の東洋社會黨に若干の無政府主義的傾向の存したことは事實である。しかしながら、樽井の社會思想の流れは國家社會主義的方面にあつたといはねばならぬ。それは、彼の思想を發展史的に見るとき、最も明かである。それならば、彼の思想にある道德的自律的思想は、何であるか。筆者は、この要素をもつて、空想的社會主義の共通な無政府主義要素であるといひたい。而して、彼の運動の基礎を爲したものは、小作農民階級であり、而して、農民階級の中には、無政府主義的傾向の多いといふ一般性に歸せねばなるまい。更に一つの要素は、當時における自由主義的思想の影響である。それは主として、ミル、スペンサーによつて代表された自由主義である。殊にスペンサーの如きは、國家の干渉を絶對的に斥ける國家善惡論の代表者であつた點と、その明治初年における流布の状態を考へるものは、この分子の彼等の思想に及ぼした影響を否定することは出來ないであらう。まして、當時の運動が自由主義的政黨運動の余波なるにおいてをやである。かくて、一時旺盛を極めて、社會主義紹介批評は、明治十五年を一期として、凋落し

た。實際運動も、東京人力車夫の鐵道馬車反對期成同盟が作られた位であつた。それは後に「車界黨」の名をもつて呼ばれ、車夫演說會の如きを催したのであるが、素より社會主義運動ではなくして、自由黨左翼の運動であつた。(石川三四郎「日本社會主義史」三四〇—三四二頁)而して、社會主義に關する文献の如きも、殆んど現はれなかつたやうである。「日本社會主義文獻」は十六年から十九年までの間に、一冊の社會主義關係文書も擧げてゐないのである。

## 山鹿素行の經濟學說

野村兼太郎

一  
徳川時代の諸學者が如何なる經濟學說を有してゐたかを明かにすることは、かなり困難なる事である。彼等は徳川幕府の安定に基く時勢の變化と共に、かなり多くの經濟論をするやうになつた。しかしそれ等の經濟論は多く斷片的であつて、一貫せる學說を發見すること困難である。又多くはその場その場の政策的議論であつて、全體を通じての原理原則を有してゐないものが多い。故に同一人の違つた著作に於いて矛盾の存するばかりでなく、同一著作内に於いても撞着するところ少なしとしない。殊に多くの人の指摘するが如く、言葉の使用が頗る曖昧である。故に今ある一人の學者の經濟學說を明かにせんとする時には、少くとも